## 技術者紹介報奨金制度 (内規)

株式会社ネビット

(目 的)

第1条 この規程は従業員が会社に対して優秀かつ誠実な人材を紹介すること で、会社の採用活動に大きく貢献したと認められるとき、その行いに 対して支給する報奨金の取扱について定める。

(適用範囲)

第2条 この規定は、従業員のすべてに適用するものとする。

(報奨金の支払条件)

- 第3条 次の各号のすべてに該当するとき、会社は従業員に報奨金を支給する。
  - (1) 被紹介者が会社にとって、初めての採用である。
  - (2) 従業員が優秀かつ誠実であると認めた人材を会社に紹介する。
  - (3) 会社が被紹介者を仮採用する。このとき採用形態は問わない。
  - (4) 被紹介者が正社員または契約社員となった後に、会社の定める 試用期間を経過する。
  - (5) (4)の間に退職・休職をしない。

(報奨金の支払)

第4条 報奨金は、被紹介者1人につき「300,000円」を給与として 支給する。(但し、経験3年未満の場合は「200,000円」)

(紹介方法)

- 第5条 従業員は、以下の方法をもって被紹介者を会社に紹介する。
  - 1. メールまたは口頭にて総務部に紹介したい人材がいる旨を報告する。
    - (メール送信先:<u>kanri@nebit.co.jp</u>)
  - 2. 従業員は、被紹介者に履歴書・業務経歴書の準備を申し入れ、総務部へ提出、総務部は審査の上面接を設定する。

(その他)

第6条 本制度発足の趣旨を良く理解し、会社の発展のために活用すること。

付 則

この規程は、2021年11月1日より実施する。